感染症による出席停止について

学校保健安全法第１９条に「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と規定されている。

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第１種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、　クリミア・コンゴ出血熱、　痘そう、南米出血熱、　ペスト、マールブルグ病、　ラッサ熱、急性灰白髄炎、　ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がﾍﾞｰﾀｺﾛﾅｳｲﾙｽ属 SARS ｺﾛﾅｳｲﾙｽであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がﾍﾞｰﾀｺﾛﾅｳｲﾙｽ属 MERS ｺﾛﾅｳｲﾙｽであるものに限る） **新型コロナウイルス感染症** 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで （新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症　R2.1.28　指定感染症）
第２種 飛まつ感染する伝染病で学校において流行を広げる可能性が高い	インフルエンザ（特定鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞを除く）	発症後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または５日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が対失した後２日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
第３種 学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ＊その他の感染症	症状により学校医、その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで ＊その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第３種の感染症として措置

＊溶連菌感染症　ウイルス性肝炎　手足口病　ヘルパンギーナ　マイコプラズマ感染症
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）など